

郷土資料

久喜地区文化財探訪の果
甘藷院及戸價崎道場遺跡

第四十三回史跡めぐり資料

(久喜地区
甘藷院 他)

越谷市郷土研究会

第四三回史跡めぐり案内

越谷市郷土研究会

一 期 日 昭和四十六年十月十七日 日 曜

集 合 越谷駅前 午前十時

二 コー ス 下車 東北本線 久喜駅下車

見学予定 上清久 東指定 旧跡

神道黒念流戸賀崎鎌武場遺跡

三 甘 葉 院 バス萬清行末車

重要文化財 蓮江病院前下車

一 月巻作絵巻 徒歩約 五分位

紙本着色伝負嶽和尚像 国指定

二 記念物 史跡 東指定

足利政氏館跡及び墓

四 町指定文化財 八件あるが所回を見て

別途計画をもちます(所回をみて)

五 会 費 三〇〇円(但昼食代含まず)

六 解 散

目 次

祝久喜市誕生 昭和四十六年十月一日記念

一 史跡より観たる越谷市と久喜市

東指定文化財(旧跡)所有上清久戸賀崎忠太氏

神道黒念流戸賀崎鎌武場と

越谷市西方大聖寺境内の有道軒先生の碑

連争 三原善太郎意匠 二頁

二 久喜町(四四・三)現在の文化財目録…………… 五頁

三 上清久 新編武蔵風土記稿より…………… 上段 七頁

下清久 …………… 下段 八頁

久喜町 …………… 下段 九頁

甘葉院 文化財他…………… 下段 一〇頁

寺宝 甲冑…………… 下段 十一頁

繪一筋・長刀振舞二口

文書及政氏墨蹟五葉…………… 下段 十二頁

四 町久喜村…………… 上段 十五頁

五 久喜町誕生時代沿革年表(含文化財) 資料

下段 十四頁
上下 十六頁

久喜町の神道無念流は、越谷市大聖寺境内に在る

「中村有道軒の碑」が物語る。

中村有道軒の碑

五

理 幸 三原善太郎 記

註

今中村有道軒の碑文を中心にし、戸賀崎鎌武場遺跡に思いを馳せ、史跡めぐりの緒としたい。

但碑銘は漢文であるため、これを意識し大方の珍考に費したい。嘗って原文が漢文では難解だと云う声もあつたので、試文を掲げ原文は省察す。

碑銘を眺て想う。

美

※ 中村有道軒は（百一七八とく至一八六〇）の人

一 建立は徳延元年（一八六〇）庚申閏三月廿六日示寂に對し、終りに庚申孟夏月の祭であるから、悉ピツチの約一ヶ月後に速滞を完了している。
二 前本文は、從五位下幡密村藤原朝臣安清善之。又後半の詩文は大槻磐溪の撰文、石田梅叡の文。建立は門入代表田代氏外一四七人が鉅銘されて居ぬ。

※ この三者を結ぶ中村は二代有道軒の妹の主人であらう。当主の表飾にあたる。門入からの申出を兼弟に語り、兼弟江戸長島氏で磐溪と交友たりしか。磐溪快諾して石田梅叡の詩文中より、劍に兩するものを採んで、兼送後一ヶ月にして屈けた処を記ると、相當の識者であつた事が知られる。
※ 本文の藤原朝臣安清も高位の人、依頼者二代有道軒とすれば、是木瓜容の人とは思われず。本文に示す初代有道軒が戸賀崎道場の隨一の入極伝の宗許と共に、高野戸賀崎氏の幼主を援け、今より百拾幾年前と云ふ才にて他界する迄の経緯を明にした「小伝」である。

碑銘から考察して

美

※ 知名人大槻磐溪は自一八〇一（一八一八）の入

※ 岩平曾下學び、江川塾で文學と蘭學を學び、兩池論者にして、袖台侯の儒者たりし人。

※ 梅叡こと石田梅叡にして、江戸中期の思想家

（百一六八五とく至一七四四）の人、心學の創設者、石門の宗祖、巖谷教育にわたり易くした人。

今この碑銘を通じて、有道軒の人と成りを、又乞われて戸賀崎道場の後継者としての経緯を想う。

中村有道軒の碑銘

所在地 越谷市西方の大聖寺境内

高さ 二〇〇センチメートル

幅 一七〇センチメートル

厚さ 二〇センチメートル

書者 本文 従五位下幡籙守藤原朝臣安清

後文 撰者 大槻善漢 仙岩の儒者

詩文 石田極敷 石門の東祖

建立者 有道軒門人 田代氏外一四七人記名

又原文 漢文 政讀解に苦しむ故に、には

試文のみ極ぐ。

二 内容 有道軒先生碑

系譜

武州(武蔵国)東方村の土豪中村善五郎政敏

と曰い、本姓は平氏、先祖は平高望王、その出

身で、長く政敏を大保正に列すと姓氏考には云

つていますが(詳しい事はわかりません)

壽治は政敏、と郎右衛門と称し、彼は宇田氏

天明四年甲辰十二月廿六日の生れ(註、一と八耳

一八と年前であります)。幼い時から擊剣を好

み戸賀崎道場の知道軒・有道軒の両先生から具

劍術を學び、習練精熟、年々ハオにして初傳の由可を受けました。

修練

既に精國を歴遊し、有名な劍士と勝敗を競い、

せり合つて技術を確かめられ、且又多くの劍客が

宋り試合を致されましたが、これに及ぶ者があり

ませんでした。それで後日になつてその席を避けて遠くようになりました。

其の後益々研究を重ね、その真伝を極め、遂に

秘伝の由可を得られました。道場を開き徒弟の

教育を致し、その数實に千入余に及び、真伝を得

たる者も數十人を下しなかつたと申します。

由果

これより先に福井と云う翁がおりました。信洲の

飯綱の神をまつり、自ら劍道をもつて一由を風塵

せん争を誓いました。註、(戸賀崎氏の師)

偶々夢に、悟る所有り遂に其の術を授け

「神道無念流」と言う

戸賀崎師がこれを伝うものなりと。

慶の年

戸賀崎神病に臥し、將に歿せんとする時(臨終)

この法を伝うるに吾現未だ如くしてその秘訣を得

ず皆失わんことを懸れ、政敏を枕辺によび之をば

授けんとて、言いつゞけるに、曰く「吾現尚如く

して可ならず 今特に汝に有道軒の勞を授け門
に信(真)を教授され それを勤められたいと
申されました、

引註

而し政敵固く再三再四是を辞退されましたが
師はこれを許しませんでした。政敵深く感じ泣
辭してこれを受けました。それで心安かに終焉
られました。其の後中村氏を有道軒先生と云う
人稱 青藍の秋あり(紺菫の袴あり(源朝) 有道軒が
成長するに従い孝順にして教養、遊離女色現に
玩弄好色等一切することなく、その家を治むる
に檢約を旨とし、暇さえあれば書を写し、自ら
樂しみ「劍道口達」の書を着す。

入向えは皆應寫(かま写す)を以つて伝えら
と云われます。

有道軒の師と二代目有道軒

萬延元年(一八六〇)庚申 龍溪(時の真名)

正月に疾に罹り、あらゆる治療も効なく同三月
廿六日自邸にて逝去。年七十七才 阿弥陀山へ
葬る、先塋之次 島根氏を娶り一男一女を生み
男を七郎右衛門正迪とし、亦劍法を良くす。後
継者となる。是を二代有道軒と申し 女は江戸
長島氏に嫁す。(註) 由は実子 代は他家より入つてつく人

銘に曰く 註(石田梅嶽の原文を型どる)

誰が言ったのだらうか 劍は一人の敵
兵法の源も 又更に茲に在ると、

一入學んで 千人に及ぼすばかりでなく

三軍を駆馳(大軍をけちらす)ことも出来る、

況んや 神道忠念流に於いておや

それは神の恩召 み渡りと重ねて思わなくては
ならない 有道軒の劍は、いいかげんなもの

だらうか、いやいや、そうではない。実に劍術
の宗家であり、兵法の總帥である、

最後の二代目中村有道軒(正光前正迪)が書にし
て門人にをわれ當主が再念に書いたものと思われ
る。

附誌 現代青年に慕る有道軒の精神

この有道軒の精神を説きし所 久喜の二青年は奮
起進躍、某運脚部を襲有にし、辭を学び向う処実
に該心をつく。斯くの如く月程對を得るもおごら
ず、三ヶ年連続 今耳もその譽を維持している。
後者の感化真に偉大なるを知る……(實例)

久喜町文化財目録

昭和四十四年三月現在

県文化財目録抜粋

一 画指・重要文化財 絵画の部

名称	員数	概 要	所在地	所有(管理)者	指定年月	交通の便等
紙本着色 伝貞巖和尚像	一幅	室町末期の作 「月庵作深田朝」の落款有り	南埼玉郡 久喜町本 九五五	甘 棠 院	大正三年 四月十七日	東北本線 久喜駅下車バス 菅浦行蓮江橋 院前下車 徒歩五分

二 画指・画記念物 ① 史跡の部

名称	員数	概 要	所在地	所有(管理)者	指定年月	交通の便等
足利政氏館跡 及び 墓		古河公方 足利成氏の子 政氏の館跡 五輪塔中央角 石に銘あり 「享保四年と月十八日 甘棠院殿吉山」と刻す	南埼玉郡 久喜町久喜 本馬場八五九	甘 棠 院	大正一四年 三月三十日	前項に同じ

三 画指 画記念物の2 旧跡の部

神道無念流 戸賀崎氏練武園跡	神道無念流道場跡	南埼玉郡久喜町 上 清 久	戸賀崎 恵太郎	昭和三年 九月一日	久喜駅下車バス 行・高木渡渡前下車 徒歩約十分
-------------------	----------	------------------	------------	--------------	-------------------------------

久喜町指定文化財目録

昭和四十四年六月一日

埼玉県教育委員会編
久喜町関係分科科

種別	名称	時代	所在地	所有(管理)者	指定年月日	備考
書籍	扁額 「遷善館」	江戸	南清玉郡久喜町 新三七〇番地	榎本 善夫蔵		
書籍	扁額 「跡 堅」	江戸	全久喜本四八八番地	宮本 勲		
典籍	遷善館設立 碑文写		久喜本五二七番地	野原 正男		
考古資料	石 斧	縄文	久喜本二一五番地	久喜中學校		
同	御陣山出土品	前南	同	同		
無形文化財	ささら舞		古久喜五七八番地	深作 源次郎		
無形文化財	ささら舞		除極三四四一四	伊藤 富七		
史跡	御陣山	縄文	久喜本二六九番地	久喜町		

以上 久喜町内に在る文化財の主なる物件を調査、調査重要文化財、県指定、町指定別に掲ぐ。

上清久村

上清久村は上下に分れし年代を傳へず。江戸よりの行程十二里、網注の晴雨水等は前村と同じ。註の(前村とは割目村をさす正保以前と見らる)

古へ当所に清久次郎といへる人往せし故起りし名にて「太平記」清久山城守など見えたれとも当所に住せし人ならんと云へり。民戸八十戸、東は下清久村、南は所久喜村、西北は辻、今辨の二村にて西は六箇部、割目、中曾根の三村なり。東西二十町余、南北三十六町程、当村注古は松平周防守領分なりし由、慶長の初大久保加賀守領分となり、寛永九年より御料所となり、同十六年松平伊豆守に賜はり、元禄十一年領地替りて鈴木御手洗太田門奈山田、野々山下、中根等八人に賜ひ、今子孫に鈴木志太頭、御手洗伊右衛門、太田松庵、門奈松之進、山田十左衛門、野々山新兵衛、下山弥八郎、中根慶一郎等の知行なり、檢地は、寛永十一年小泉次太夫、大河内金兵衛、正保四年親子

伊豆守紀せり、此外所久喜、六箇部二村の間に当

村の飛地あり。東谷、堤谷と云。

○ 高礼場 今は瘡

川名 妙日 藏前 棧鋪 西谷 堤谷 東谷 三子

○ 長官明神社

村の領守にて、祭神は大己貴命なり、長官、久伊豆、長官の三社を相殿とす。光明院の社。

未社 稻荷三尊 荒神 泡瘡神

○ 白旗権現社

白旗光明留王大権現と号す。古へ定利高野台旗を納めしより、斯く号せし由を云へど、高野の名即くことなし、傳えの訛りしなりん、祭神は雷電神、本地十一年觀音、立像にて丈七寸餘、行基の作、辨徳院の持。

什物 雷櫃一本

龍牙一

石 法大 節雨云

○ 辨天社

小治の甲に在り。○ 八幡社 大考寺

○ 禪明社

○ 道祖神社 ○ 夫主社 村氏持

常徳院

後宗書洞派、露岩村靈巖寺の末、自後山
松尾寺と号す。所山起屋貞宗、天正五年

四月七日示寂、未尊改院は慈覚大師の作にて立像
一尺余、此外聖徳太子自作の持像及虚空像互運像
より作。毘沙門春日の作、千手観音を成す、当寺境内
より自撰権現社地の更、清文次郎城跡なりし由、
今もこの辺を松れば、矢の根など
出るものありしと云。

○ 燈明寺

浄土宗、江戸深川雲光院の末、熊野山
泰忍院と号す。雨山彌雲、正保元年、

京都東山新馬谷金戒光明寺、後安三耳四
月十三日示寂、此の人は阿茶の局の師にて則当寺

に位牌あり。雪光院殿一位正公菩薩同榮大法女の
尊永十一年正月二十一日とあり、本尊は阿茶の

立像、長三尺、左右二菩薩も立像二尺、阿れも安
阿茶の作。此外堂中に立像の地像あり、長さ一尺

弘法大師の作にして、坂東三十三番
の丸、筋二十七番の札所なり。○ 熊野神社

○ 鐘樓

鐘は正徳六年六月十五日の銘を彫れり。
又境内に嘉吉元年の碑あり。且当寺の門

扉扉の板は雲光院より賜れりと云う。

○ 大芳寺

新我真言宗、南條崎村管門寺の末、
天龍山觀音院と号す。本尊不削を安

○ 天神社

此の外に觀音堂ありしが、焼失せし
より後、未だ再造に至らず。

○ 光明院

同宗にて下総面前林村東光寺の末寺
瑞瑞山地蔵寺と号す。本尊地蔵置く

○ 養師堂

養師は坐像にて、長さ一尺余
弘法大師の作なりと伝う。

○ 圓明院

燈明寺の末、瑞松山と号す。
改院を本尊とす。

○ 地藏堂

○ 松尾寺 当山は修験派、半重
村、松尾院、下大聖山

と号す。古は帝釈院とのみ囃えしが、文化年
中今の如く山号、寺号の許を受けし由、本尊は
不動尊

◎ 下清久村

下清久村は江戸よりの行程及び練庄の唱用水
検地等上村に異ならず、民戸四十餘、南は江面
所、久喜の二村、西は六萬部、上清久の二村、北
は久本寺村、上早見村、東は上早見村なり。

東西八町許・南北七町程。当村正保の頃のものは、松平伊豆守知行と載せられたれば、上下共に領主同じかるべけれど、村内にては邊替詳ならず。天麻の頃より米津播摩守知行せしが、寛政年中上りて細料所となり、其後文化六年平岡美濃守に賜はり、今其の子石見守知行す。

○ 高札場 村の東にあり

水名 本田、前原、熊野台、桜町

○ 赤橋社 村民の祠 ○ 諏訪社 村の鎮守なり。清福寺の社司持。

○ 熊野社 ○ 神明社

○ 清福寺 新義真言宗、久喜新光明寺末、臨濟山。本尊不動尊を安置す。

○ 築師堂 築師は立像にして、長一尺二寸、行基の作なり。

久喜町

久喜町は古へ久喜村と云しを、何れの處にや町と改めしと云。元禄の改めに久喜村とあれば町と改まるは近きことなり。久喜郷と唱ふ。庄名江戸への里敷用水等以前村に同じ。当所は江戸及常陸下総辺より上野への庄園にして旅客も繁ければ驛亭軒をならべ、入馬の継立をなす。其始を詳にせず。ここより継送る所は鷺野村へ一里半、加須村へ三里、駒西町場へ三里、菅蕪町へ二里、岩槻へ四里、築師杉戸へ二里。さてこの町四区に別れ、久喜本町、久喜新町、野久喜、古久喜の唱あり。本町は東西に費まし街道にて長さ七町余、民家百三十余、西側に民家連柱し、東側はここかしこに民家あり、総て百二十五軒。此町即にて旅入を招し、入馬の継立等をなす。又何の頃よりか、本町に三ノ日、新町に八ノ日市を辦き、穀物及本綿などを交易す。其鬻く本綿は世所に勝れて地性よくこまやかなり。故に辻廻にて岩槻本綿などと称して入の賣するもの、多くはここより出すと云ふ。野久喜は本町の北に当たり、民家三十余由久喜

は新田の北に続き、民家三十八、此面所の民は、
料作を専とす。西院家は吉羽村、南下早見村西は
上下早見の二村、北は上内村に接す。東西十五町
南北二十町許、古くは古河御所の所領にて今も町
の後に甘棠院政氏の旧跡あり。御入直の後米津
山羽守に賜ふ、其年丁群ならず、正保の細帳にも
この人の領分たりしよし見ゆ。それより代々當所
を領せしが、寛政十丑上りて御領所に復せしが、
同十二年松前若狹守に賜ふ。それも程なく御料所
に復せしを近き頃其の地を割いて島田玄蕃に賜ひ
檢地正保元年米津出羽守執す。

○ 高杉場

本所に二ヶ所、新田に一ヶ所、野久番
に二ヶ所、古久喜に一ヶ所あり。

小名

一番足利、二番足利、稻荷木、一本木

青毛堀

長の方村界を流る。中五町許、此辺二十一
ヶ村組合懸水蒸しなり。ミミに土橋ニツを
架す、一は精進橋、一は稻荷橋と呼ぶ。

愛宕社

○ 鷲宮 ○ 八幡社
村の鎮守なり
古河御所の御請

なりといへど詳ならず
以上利民の持なり。 ○ 雷電社 ○ 千勝社

○ 清滝権現社

祭神詳かならず、以上
三社 西院院の持。

○ 神明社

○ 二體権現社

○ 白山社

○ 浅間社

以上四社。 ○ 稻荷社 三宇
八區照院持

甘棠院

禪宗臨濟宗 相模国鎌倉山覺寺の末
幾西十九年寺領百石の御米印を賜ふ

本尊釈迦、阿難、迦葉を安置す。相伝ふ、昔、
左馬頭政氏社並を領せし頃、當所に館を設けて

隠棲し、後永正十六年其の館を寺となし永安山
甘棠と号す。山号は左兵衛督氏流の法檢をとリ

院号は則政氏の法名なり、此時政氏出家して、
暫く當院に在りしが、其弟貞嚴和尚して住持せ

しめ是を兩山とすと云。今藤原に政氏當所に
末りし頃、はや権禪の身なれば生前に甘棠院

と称せり、因て當寺を建立せし時、因ち其法檢
をもて寺号とせしたらんか。或は政氏逝後其弟

貞嚴當寺を建立し、政氏の法号をもて寺号とな
しにや、其詳なること今より知るべからず。

註(宛回、宛回との間にあるも 省す)

貞元四年正月三日焼亡せしが、其後天文十七年又

建すと云ふ。関東管領の次孫を祀せしもの故に政氏

武州又書に於て述すと云。或書には古河に於て政氏

す。其に下総、所定に於らず、されど此政氏は父成

氏と共により、或勢弱衰え、しかのみならず、古河に

且鎌倉管領となり、後程もなく鎌倉を去つて古河に

滞りしより、或勢弱衰え、しかのみならず、古河に

基と不和になりし由、諸記にみえたり、是等をも

て其時勢を推量せば、須叟の程爰に移住せしは知る

べからず。今の境内の四方に於て、稲ありて、其種

館跡に疑なし、されど政氏出家せると云は、妄説な

○寺宝

申言 宛繼と名づく、政氏幼年の時着えし物と

云、宛日黒漆にて、同は四所占よりつがは

綱鉄の附丸にして、黒漆の上桐紋敷の時給あり

綱糸社と見ゆれど、色あせて分明ならず、大抵

目のすびがたに織せり、裾手にはさまぎまの紋あり

の紋を透出せり、籠手にはさまぎまの紋あり

威衣地は損失す。

鏝一筋 鏝は十文字にて、長さ七寸、銘道徳とあり、

柄は千段巻、金物銅にして、上を黒漆に

れて塗れり、所七尺の枡方柄

長方一振 身の長さは一尺八寸、上に掲ぐる所の

二岳も政氏の所持なりと云。

鞍一口 車のかかり、裏に天正三年二月二十日

於蘭ヶ原武功と書し、下に花押あり、

其の傍に伊藤氏御馬具と書せり、由来詳なり

其の傍に吉無に見ゆ。此余に夢窓国師自遺蹟の

其の傍に吉無に見ゆ。此余に夢窓国師自遺蹟の

其の傍に吉無に見ゆ。此余に夢窓国師自遺蹟の

其の傍に吉無に見ゆ。此余に夢窓国師自遺蹟の

其の傍に吉無に見ゆ。此余に夢窓国師自遺蹟の

其の傍に吉無に見ゆ。此余に夢窓国師自遺蹟の

像など數品載す。又古文書三冊其の文學左に載す
籠手函、繪圖卷等

大書 写

就不口返屈寺家之由問候 無勿體候

特願定近日可及御請越候 然者閑東靜謐

不可有程候 其間幸慰恐可然候

恐々謹言

二月廿七日

政氏(花押)

中恩西堂

任先祖之例 曼并和尚拜塔可然之由蒙

仰候 自元無豫儀上 尊意尤令得其意候

於子孫争可在別心候下 巨細瑞雲院主可

被申送候 恐々敬白

八月二日

義氏 花押

圓覺寺当任奇文和尚

右に載る曼并和尚は、当寺正代の僧にて、此僧
の事により義氏より本寺圓覺寺奇文へ遺せし文書
なれば 当寺に属するなるべし。

高札甘泉院当手甲乙之申努 於手彼寺中濫坊狼
籍之事一切破傍之罪 若背此旨看可被處嚴科者也
仍如件

元龜二年辛未六月十二日

土屋右征門尉 奉文

政氏靈屋 亦像を
安ず

政氏墓 五輪の石塔にて甘泉院吉山長公 享禄四年
七月十八日と彫れり、據ざるに此人の所

武州久喜とも或は古河ともいへど、兼て当寺を
墓せしことなれば 墓に送り葬りしならん。下総

國葛飾郡牧野地村に御所墓と称して二墓の石塔あり、
これ政氏の墓にやといへど、眞は政氏より後
のものなるべし。

鐘樓

音鐘を鑄直せしものにて
序銘を並なればとらず

下馬札

昔より運て来りしのみにて、公より許さ
れたるにあらざと云。又前に出せる武田

家の制札を寫して門糸に立置せり。

天王院

同宗書洞派 甲斐国八代郡中山山藏
院末 曾志山と号す。崩山妙鑑と云

大永三年七月十六日社す。
本尊聖徳太子安置春日の代と云。

牛頭天王社

住吉社

不動堂

療寮

光明寺

新義真言宗 善飾内國村正福
寺末 瑠璃光山 善主院と号す。崩山

行基と云ふ。これ悉らくは法祖を崩山と
称す。本尊不動は弘法大師の作なり。

建長四年信と云僧中興す。それより遙
の後、天正八年寺に住居せし法印岩を

法流の祖と称す。

鐘樓

鐘は元禄三年甘露院より譲り請けしと云
寛永六年の銘あり、又寛永の時に半鐘を

其の時代のものにあらず。
かく、甘露十年五月と彫たりしなるべし

千勝社

村の鎮守

法師堂

法師は行基の作
傍に何れか
經を安ず是も同作

大日堂 太子堂

遍照院

同宗末 崩山と号す。
是も本尊は不動尊なり。

西藏院

同宗末 延命寺と号す。法流崩山
甘水山 延命寺と号す。法流崩山

德海 慶長十年十二月十五日
社す。本尊は不動尊なり。

萬祥寺

光明寺末 永安山と号す。政氏在世
の時新院所たりしと云。本尊不動

觀音堂

西藏院末 曾光山と号す。
正觀音を本尊とす。

濟興寺

黄蘗宗、京都宇治當福寺末、大雄山
と号す。本尊阿彌陀、長三尺、春日

の作。崩山蓋天殿年を知らず、元文中領主
米澤出羽守中興す。

遷善館

本町の内に在り、これは村民の子
を教育せんとて設けし學問所なり。

天保 1791 1798	安永 1772 1780	天明 1744 1771	天明 1751 1763	慶長 1748 1750	延享 1744 1747	寛保 1741 1743	元文 1736 1740	享保 1716 1735	正徳 1711 1715	享保 1704 1710
							消米存貯無大 領主米津出指付米			

町倉米津出指付米

享保 1801 1803	文化 1804 1817	文政 1818 1824	天保 1830 1843	弘化 1824 1847	嘉永 1828 1853	安永 1854 1859	万延 1860 1860	文久 1861 1861	慶應 1862 1862
--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

<p>寛政 1789 1800</p> <p>町倉米津出指付米</p>	<p>享保 1801 1803</p> <p>文化 1804 1817</p> <p>文政 1818 1824</p> <p>天保 1830 1843</p> <p>弘化 1824 1847</p> <p>嘉永 1828 1853</p> <p>安永 1854 1859</p> <p>万延 1860 1860</p> <p>文久 1861 1861</p> <p>慶應 1862 1862</p>	<p>史料(資料)</p> <p>一、新編武蔵風土記稿 記載分ノ探録ニ止マレ</p> <p>二、又喜全藏 上洛入下洛入ノ書明ノ所全書トス。</p> <p>三、研究材</p> <p>本資料ヨリ編マレ 吾國國史ト大要自録ヲ併有致シ</p> <p>四、本支考考資料 銘記用語例</p> <p>所「昔・段」年四「歳次大歳ノ大ナ 龍珠</p> <p>年「辛辛・粵 曆歳総天載祀稷</p> <p>十干「まひつかみ 例キのむ</p> <p>甲「乙(乙) 丙丁 戊(戊) 己(己)</p> <p>庚(庚) 辛(辛) 壬(壬) 癸(癸)</p> <p>十二支「</p> <p>子(子) 丑(丑) 寅(寅) 卯(卯) 辰(辰) 巳(巳) 午(午) 未(未) 申(申) 酉(酉) 戌(戌) 亥(亥) 子(子)</p> <p>月「孟夏(夏) 孟春(春) 孟秋(秋) 孟冬(冬)</p>	<p>享保 1801 1803</p> <p>文化 1804 1817</p> <p>文政 1818 1824</p> <p>天保 1830 1843</p> <p>弘化 1824 1847</p> <p>嘉永 1828 1853</p> <p>安永 1854 1859</p> <p>万延 1860 1860</p> <p>文久 1861 1861</p> <p>慶應 1862 1862</p>	<p>享保 1801 1803</p> <p>文化 1804 1817</p> <p>文政 1818 1824</p> <p>天保 1830 1843</p> <p>弘化 1824 1847</p> <p>嘉永 1828 1853</p> <p>安永 1854 1859</p> <p>万延 1860 1860</p> <p>文久 1861 1861</p> <p>慶應 1862 1862</p>	<p>享保 1801 1803</p> <p>文化 1804 1817</p> <p>文政 1818 1824</p> <p>天保 1830 1843</p> <p>弘化 1824 1847</p> <p>嘉永 1828 1853</p> <p>安永 1854 1859</p> <p>万延 1860 1860</p> <p>文久 1861 1861</p> <p>慶應 1862 1862</p>	<p>享保 1801 1803</p> <p>文化 1804 1817</p> <p>文政 1818 1824</p> <p>天保 1830 1843</p> <p>弘化 1824 1847</p> <p>嘉永 1828 1853</p> <p>安永 1854 1859</p> <p>万延 1860 1860</p> <p>文久 1861 1861</p> <p>慶應 1862 1862</p>	<p>享保 1801 1803</p> <p>文化 1804 1817</p> <p>文政 1818 1824</p> <p>天保 1830 1843</p> <p>弘化 1824 1847</p> <p>嘉永 1828 1853</p> <p>安永 1854 1859</p> <p>万延 1860 1860</p> <p>文久 1861 1861</p> <p>慶應 1862 1862</p>	<p>享保 1801 1803</p> <p>文化 1804 1817</p> <p>文政 1818 1824</p> <p>天保 1830 1843</p> <p>弘化 1824 1847</p> <p>嘉永 1828 1853</p> <p>安永 1854 1859</p> <p>万延 1860 1860</p> <p>文久 1861 1861</p> <p>慶應 1862 1862</p>	<p>享保 1801 1803</p> <p>文化 1804 1817</p> <p>文政 1818 1824</p> <p>天保 1830 1843</p> <p>弘化 1824 1847</p> <p>嘉永 1828 1853</p> <p>安永 1854 1859</p> <p>万延 1860 1860</p> <p>文久 1861 1861</p> <p>慶應 1862 1862</p>	<p>享保 1801 1803</p> <p>文化 1804 1817</p> <p>文政 1818 1824</p> <p>天保 1830 1843</p> <p>弘化 1824 1847</p> <p>嘉永 1828 1853</p> <p>安永 1854 1859</p> <p>万延 1860 1860</p> <p>文久 1861 1861</p> <p>慶應 1862 1862</p>
---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---

新編武蔵風土記稿の「一〇年
松前若御守賜の寛政七年
下洛入御料

二年又御料所となる

享保西果藩府に給シ

下洛入御上